

令和元年度

# 介護職員の処遇 改善の取り組み

～働き続けられる職場環境を目指して～

**社会福祉法人新潟臨港福祉会**

特別養護老人ホーム桃山園

ショートステイ桃山園

デイサービスセンター桃山園

ケアハウス桃山園

# 桃山園の処遇改善への取り組み ～働きやすい職場づくりを目指して～

当法人は平成10年11月に開設し、今年で22年目を迎えました。  
桃山園では、特別養護老人ホーム（定員80名）、短期入所者生活介護（定員20名）、通所介護・総合事業（定員25名）の介護サービスと、ケアハウス（定員24名）の事業を運営しております。

当法人では、運営理念に基づく『質の高い福祉サービスの提供』をするためには、介護スタッフが第一と考え、当法人で働くスタッフが安心して働ける環境づくりを整えることや、賃金の改善も十分に行えるような制度作りに努めております。



## 処遇改善の概要

令和元年度の処遇改善は、『介護職員処遇改善加算』に加え、令和元年10月より『介護職員等特定処遇改善加算』が開始され、更なる賃金改善を実施しました。賃金改善は、基本給・諸手当、処遇改善一時金により行っております。

## スタッフの年齢構成

\*令和2年6月1日在職者

年齢	職員数	内介護職
20才台	8名	8名
30才台	21名	21名
40才台	36名	30名
50才以上	21名	9名

## スタッフの在職年数

\*令和元年6月1日在職者

在職年数	職員数	内介護職
3年未満	24名	18名
4年以上7年未満	17名	14名
7年以上10年未満	6名	4名
10年以上13年未満	5名	5名
13年以上16年未満	6名	5名
16年以上19年未満	8名	7名
20年以上	20名	15名

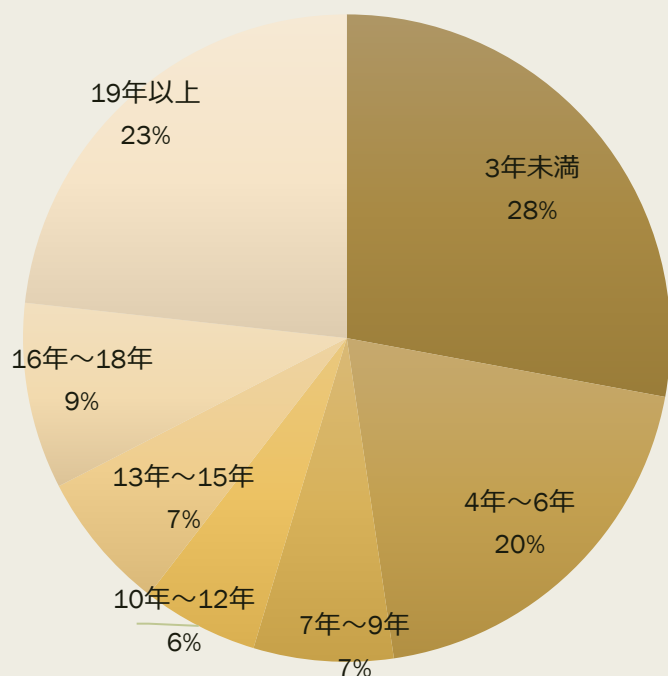
桃山園での処遇改善の取り組みの成果は、スタッフの勤続年数にも表れており、10年以上勤務している職員は、86中39名と約45%となっております。

男女比は、4:6となっております、男性も働きやすい環境ができています。また、当園では、中途採用のスタッフも多くおり、前職が別の業種で働いていたスタッフも数多くおります。

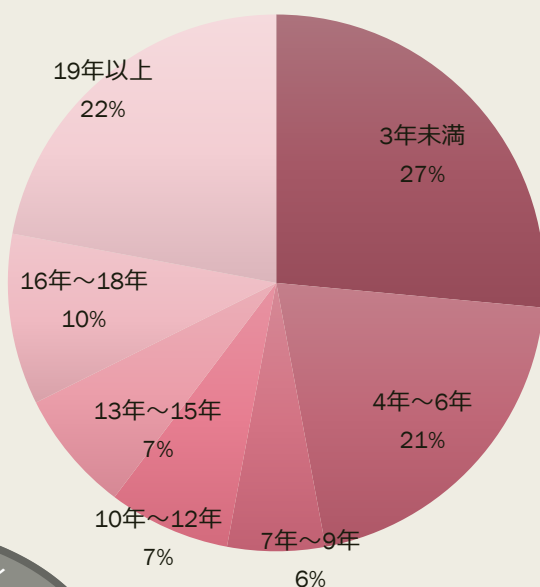
**介護職員は68名で、このうち介護福祉士を取得している人数は51名となっており、全体の約75%のスタッフが資格を取得**しております。

資格取得支援制度もあるので、資格未取得者でも働きながら資格を取得できるよう支援しております。

## スタッフの在職期間



## 左記の内 介護スタッフの在職期間



賃金だけでなく、しっかりとした就業制度があるので働きやすい環境が整っているから長く働けるんです！

## 勤続年数別平均年収

勤続年数	平均給与支給額 (全体)	平均給与支給額 (夜勤ありの介護士)
1～5年	2,781,000円	3,196,000円
6～10年	3,377,000円	4,001,000円
11～15年	3,767,000円	4,191,000円
16～21年	4,375,000円	4,697,000円

当園では、人事考課を行い毎年昇給を実施しております。  
人事考課は、目標の達成度や研修の受講、勤務態度などを総合的に評価しております。

## 職員研修

研修は、毎年計画を立て実施しております。  
未経験者でも安心して働けるよう、技術研修は充実しております。  
また、新しい技術や情報を共有できるような研修も実施しております。



研修計画・研修実績は、毎年度事業計画・事業報告に掲載しております。  
ホームページで公表しておりますので、そちらをご覧ください。

## 資格取得支援制度

介護福祉士資格を取得するための介護福祉士実務者研修、喀痰吸引等研修を中心に介護に必要な資格取得支援を行っております。  
支援内容は、費用を全額法人負担とすることや、受講できるような勤務調整を行っております。

## 処遇改善加算の適用要件

### 要件Ⅰ

職位、職責、職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備をおこなっており、給与規程により定め明示しております。

### 要件Ⅱ

『介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標』

- ・毎年度初めに、各々が目標を設定し、各部門長との面談のうえ年間行動目標を立てています。
- ・資質向上の取り組みとして、研修計画に基づき技術や知識の習得のための研修を実施しています。
- ・資格取得支援制度により、資格を取得しやすい環境を構築しています。

### 要件Ⅲ

- ・一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを構築しています。  
具体的には、人事考課規程に基づき、毎年度末に人事考課を実施しております。

## 労働環境・処遇の改善

- ・新入介護職員には、早く仕事に慣れてもらうためのプログラムをつくり、育成担当者を選任し、安心して働けるよう取り組んでいます。
- ・雇用管理においては、労働基準法等に則り適切に実施しております。
- ・ICTの活用は積極的に行っており、介護記録システムにより業務の効率化を図っています。勤務表の作成や、利用者の持ち物チェックなどもシステム化を行い、業務の効率化を図っています。
- ・腰痛予防対策については、利用者の転落事故防止も併せて“超低床ベッド”を導入しています。
- ・子育て支援としては、厚生労働省が示す努力義務である育児休業制度を積極的に運用し、子育てをしながら安心して働ける制度を構築しています。
- ・非正規職員や派遣職員からの正職員への転換制度の実施をしています。

## 平成31年度（令和元年度）介護職員処遇改善加算（I）の状況

介護職員処遇改善加算総額	28,741,282円
賃金改善所要額	62,271,741円
i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	213,168,048円
ii) 加算を算定しない場合（元々の賃金水準）の賃金の総額	150,896,307円

### 賃金改善の概要

改善した給与項目	改善した具体的内容	改善金額
基本給	職員一人あたり基本給をおおよそ44,000円/月の増額	37,064,119円
諸手当	職員一人あたり役付手当、業務手当、資格手当等 おおよそ4,000円/月の増額	3,728,314円
賞与	職員一人あたり期末手当（6月・12月）でおおよそ220,000円の増額	13,178,132円
法定福利費等	職員一人あたり給与改善により増加した社会保険料でおおよそ10,000円/月の増額	8,301,176円

介護職員一人当たり賃金改善月額 （賞与を含む平均月額及び会社負担保険料の増額分）	87,436円
介護職員一人当たり賃金月額 （賞与を含む平均月額 介護職員等特定処遇改善加算による改善額を除く）	309,472円

### 介護職員処遇改善加算による対象となる職員

介護士を中心に、介護助手、介護職からキャリア変更した生活相談員、ケアマネージャーを対象としており、70名のスタッフの処遇改善を実施しました。

上記加算には関係ありませんが、介護職員処遇改善加算の処遇改善対象に該当しないスタッフについても同じく処遇改善を実施しております。

## 令和元年度 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の状況

介護職員等特定処遇改善加算総額	4,424,593円
賃金改善所要額	4,500,000円
i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	221,971,741円
ii) 加算を算定しない場合（元々の賃金水準）の賃金の総額	217,471,741円

### 賃金改善の概要

改善対象	改善額	平均改善額 (年額)
経験・技能のある介護職員	2,685,000円	120,111円
上記以外の介護職員	1,657,000円	60,000円
その他の職種	158,000円	28,167円

上記の『経験・技能のある介護職員』とは、介護福祉士国家資格を取得し、勤続10年を超える者としております。この職員のうち、年間の所得が440万円を超える職員の数は、23名中で10名となっております。

